

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1092 号（諮問第 1767 号）

件名：愛知県優生保護審査会の議案について等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 30 年 3 月 2 日、同年 4 月 12 日、同年 11 月 14 日、令和元年 7 月 23 日及び同月 30 日

2 原処分

平成 30 年 4 月 13 日、同年 5 月 25 日、同年 12 月 28 日、令和元年 9 月 5 日、同月 9 日及び令和 2 年 2 月 20 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表 1 の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

平成 30 年 4 月 19 日、同年 5 月 30 日、平成 31 年 1 月 4 日、令和元年 9 月 10 日、同年 11 月 12 日及び令和 2 年 3 月 18 日

4 諮問

令和 5 年 11 月 1 日

5 答申

令和 6 年 1 月 30 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示としたこと、及び別表 1 の 1 欄に掲げる請求 3（以下「請求 3」という。同欄に掲げる請求 1 以下も同様とする。）に対し、同表の 2 欄に掲げる分類 10（以下「分類 10」という。同欄に掲げる分類 1 以下も同様とする。）を特定したことは、結論において妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書のうち、分類4は、精神科救急医療システム協議会の委員候補者へ就任を依頼する文書及びその承諾書である。分類5は、愛知県地方精神保健福祉審議会が平成29年度に開催されるに当たり、当該審議会委員へ出席を依頼する文書である。分類6は、精神保健福祉職員の証について、人事異動等で平成29年度に新たに対象となった職員に対して交付を求める文書である。分類7は、障害者自立支援検査証について、平成29年度の交付者及び返還者の名簿等の提出を求める文書並びに精神保健福祉センターから提出された交付者及び返還者の名簿である。分類8及び分類9は、精神保健福祉センター等へ通知した文書であり、そのうち、分類8は処遇の実実施計画に係るもの、分類9は居住地の通知に係るものである。

分類10は、旧優生保護法（昭和23年法律第156号）に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金支給の可否を判断するために厚生労働省に設置された旧優生保護法一時金認定審査会の審議資料として、知事から厚生労働大臣あてに提出した文書である。

分類11から分類13までは、愛知県精神医療審査会（以下「精神医療審査会」という。）の全体会が開催された際に委員に配付された資料であり、そのうち、分類11は平成29年度の文書、分類12は平成30年度の文書、分類13は令和元年度の文書である。分類14は、精神医療審査会の下に置かれる合議体が平成29年度から令和元年度までの間に開催された際の議事録である。分類15及び分類16は、精神医療審査会の全体会が平成29年度及び平成30年度に開催された際の議事録であり、そのうち、分類15は平成29年度の議事録、分類16は平成30年度の議事録である。

(3) 請求2から請求6までに係る審査請求について

審査請求人は、請求2から請求6までに係る審査請求書において、条例第7条各号に該当しない旨を主張していることから、実施機関が不開示とした別表2の1欄に掲げる部分が同表の2欄に掲げる規定に該当するか否かについて、以下検討する。

ア 条例第7条第2号該当性について

(ア) 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則不開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、

開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

- (イ) 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、分類4には個人の署名及び生年月日、分類5には生年月日及び年齢、分類6及び分類7には生年月日、分類8には個人の処遇実施計画通知書、分類9には個人の印影を含む居住地等通知書、分類10には個人の氏名、印影、生年月日、住所、電話番号、金融口座、優生手術等を受けた当時の状況・理由・経緯、手帳番号、関係機関の名称・担当者・連絡先、診断書の写し、後期高齢者福祉医療費受給者証の写し、後期高齢者医療被保険者証の写し、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、障害福祉サービス受給者証の写し、戸籍謄本、住民票の写し、障害の内容及び程度、ケース記録の内容、利用者状況表、年齢、入所年月日、生活歴、障害年金等の受給者番号及び健康状況、相談記録表に記載された相談の番号、地域、保護者の職業、年金及び福祉手当の受給の有無、具体的な相談事項、本人の状況、家族状況、生育歴、請求書の添付書類を添付していない理由、続柄等の請求者との関係、手術実施時期並びに具体的な記録の内容、分類12及び分類13には個人の具体的な診断内容、分類14には個人の氏名、入院先の病院名、病名、病状等、分類16には個人の病名が記載されていることが認められた。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

よって、これらの情報は、いずれも条例第7条第2号に該当する。

イ 条例第7条第5号該当性について

- (7) 条例第7条第5号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、条例第7条第5号該当性について、以下検討

する。

- (イ) 実施機関によれば、分類 14 において不開示とした、委員報告及び委員からの意見には、退院請求等に関する精神医療審査会委員からの具体的な報告及び意見の内容が、委員協議内容には、退院請求等を行った個人に伝える審査結果の理由等の具体的な内容が記載されており、公にすることにより、各精神医療審査会委員の意見や考え方が明らかとなり、審議結果に不満のある利害関係者などからの不当な批判、苦情等の干渉を受けることで、委員によっては、公にされることを意識して、意見を述べることをためらうなど、審議における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報は、公にすることにより、精神医療審査会の審議結果に不満のある利害関係者などからの不当な批判、苦情等の干渉を受けることで、委員によっては、公にされることを意識して、意見を述べることをためらうなど、審議における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

また、精神医療審査会としての意思決定が行われた後であっても、これらの情報が公になれば、審議の過程が推知され、今後予定される同種の審議に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第 7 条第 5 号に該当する。

ウ 条例第 7 条第 6 号該当性について

- (ア) 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 6 号該当性について、以下検討する。

- (イ) 実施機関によれば、分類 11 から分類 13 までには、精神医療審査会委員の氏名、勤務先及び役職名が記載されており、また、分類 15 及び分類 16 には、精神医療審査会委員の氏名、勤務先、役職名、署名及び印影が記載されており、公にすることにより、精神医療審査会の審議結果に不満のある利害関係者などからの不当な批判、苦情等の干渉を受けることで、当該委員が、開示されることを意識して、今後の精神

医療審査会において率直な意見を述べることをためらったり、意見そのものを控えてしまうおそれがあり、また、仮に公にすることが前提となれば、批判、苦情等を受けることを危惧した委員から就任を拒否される等、精神医療審査会を構成することが困難になるおそれもあり、その結果、精神医療審査会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

また、分類 14 において不開示とした、委員の氏名が分かる部分、委員報告、委員からの意見及び委員協議内容には、精神医療審査会委員の氏名、退院請求等に関する精神医療審査会委員からの具体的な報告及び意見の内容並びに退院請求等を行った個人に伝える審査結果の理由等の具体的な内容が記載されており、公にすることにより、各精神医療審査会委員の意見や考え方が明らかとなり、当該委員が利害関係者などからの不当な批判、苦情等の干渉を受けることで、審議における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、その結果、精神医療審査会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの情報を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報は、公にすることにより、精神医療審査会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 請求 3 に係る審査請求について

審査請求人は、請求 3 に係る審査請求書において、「文書の特定に誤りがある。」と主張していることから、請求 3 の文書特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

実施機関によれば、請求 3 に係る開示請求書には、「強制不妊被害認定審査会手術記録 上記審査会へ提出した文書」と記載されており、当該請求内容の意味するところについて審査請求人に確認したところ、県で保管している愛知県優生保護審査会の資料でなく、国で認定する審査会に提出した文書であるとの回答があったため、厚生労働省に設置された旧優生保護法一時金認定審査会の審議のために、知事から厚生労働大臣あてに提出した文書である分類 10 を特定したとのことである。

当審査会において分類 10 の内容を確認したところ、実施機関が主張するとおり、分類 10 は優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関して知事から厚生労働大臣へ提出した文書であり、請求内容に合致する文書であると認められる。

(5) 請求 1 について

請求 1 について実施機関は、分類 1 から分類 3 までを特定して行政文書

一部開示決定を行っている。これに対し、審査請求人は、条例第7条第2号に該当しない旨を主張している。

条例は、附則第7項第1号において、昭和61年4月1日前に実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)の職員が作成し、又は取得した行政文書(改正前の愛知県公文書公開条例第2条第2項に規定する公文書に限る。)は、開示請求の対象外としている。

当審査会において分類1から分類3までの内容を確認したところ、昭和61年4月1日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書であることから、条例附則第7項第1号に該当する文書であると認められる。そのため、本来は行政文書一部開示決定ではなく、制度対象外による不開示決定を行うべきであったと解される。

このような場合においては、不開示部分の条例第7条各号該当性について検討する余地はないことから、実施機関が分類1から分類3までについて、その一部を不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

(6) 実施機関のその他の主張について

分類11から分類16までにおいて不開示とした委員の氏名が分かる部分並びに分類15及び分類16において不開示とした委員の署名及び印影は、条例第7条第6号に該当することから、実施機関の主張する同条第2号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(7) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

1 請求	2 行政文書の名称等		3 一部 開示決 定	4 審査 請求年 月日
請求 1 強制不妊手術 60 人分 検討資料 (A 新聞記事を添付する)	分類 1	愛知県優生保護審査会の議案について (伺い) (昭和 42 年 1 月 17 日起案)	平成 30 年 4 月 13 日付 け 3 0 障福第 143 号	平成 30 年 4 月 19 日
		愛知県優生保護審査会の議案について (伺い) (昭和 42 年 11 月 18 日起案)		
		愛知県優生保護審査会の議案について (伺い) (昭和 43 年 3 月 22 日起案)		
		愛知県優生保護審査会の議案について (昭和 44 年 1 月 31 日起案)		
		愛知県優生保護審査会の議案について (伺い) (昭和 45 年 6 月 18 日起案)		
		愛知県優生保護審査会の議案について (伺い) (昭和 46 年 3 月 22 日起案)		
		愛知県優生保護審査会の議案について (昭和 47 年 3 月 21 日起案)		
	分類 2	優生保護法第 4 条および第 12 条の規定による優生手術を行うことの適否に関する審査の結果通知について (伺い) (昭和 42 年 1 月 23 日起案)		
		優生手術を行うことの適否に関する審査の結果通知について (伺い) (昭和 42 年 11 月 21 日起案)		
		優生手術を行うことの適否に関する審査の結果通知について (伺い) (昭和 44 年 2 月 13 日起案)		
		優生手術を行うことの適否に関する審査の結果通知について (伺い) (昭和 44 年 3 月 4 日起案)		
		優生手術を行うことの適否に関する審査の結果通知について (伺い) (昭和 44 年 10 月 27 日起案)		
		優生手術を行うことの適否に関する審査の結果通知について (伺い) (昭和 45 年 6 月 20 日起案)		
		優生手術を行うことの適否に関する審査		

1 請求	2 行政文書の名称等		3 一部 開示決 定	4 審査 請求年 月日
		の結果通知について（伺い）（昭和 46 年 3 月 23 日起案）		
		優生手術を行うことの適否に関する審査の結果通知について（伺い）（昭和 47 年 3 月 22 日起案）		
	分類 3	・優生保護法第 4 条に規定する優生手術申請書の取下げについて（伺い）（昭和 44 年 10 月 18 日）		
請求 2 心の健康推進室に対する開示請求 H29 年度 精神保健福祉センターへ発出した文書	分類 4	精神科救急医療システム協議会開催要項の一部改正及び委員就任の依頼について	平成 30 年 5 月 25 日付 け 30 障福第 460 号	平成 30 年 5 月 30 日
	分類 5	平成 29 年度愛知県地方精神保健福祉審議会の開催について		
	分類 6	精神保健福祉職員の証の交付について		
	分類 7	障害者自立支援検査証を交付する職員について		
	分類 8	処遇実施計画通知書について		
	分類 9	居住地等通知書について		
請求 3 強制不妊被害認定審査会手術記録 上記審査会へ提出した文書	分類 10	令和元年 7 月 4 日付け 31 医務第 915 号 ・旧優生保護法一時金支給請求書等の進達及び把握した情報の報告について ・旧優生保護法一時金支給請求に関する情報について（区域内の関係機関が保有する情報の報告）	令和元年 9 月 5 日付 け 31 医務第 1311 号	令和元年 9 月 10 日

1 請求	2 行政文書の名称等		3 一部 開示決 定	4 審査 請求年 月日
請求 4 心の健康推 進室に対す る開示請求 H29 年度～ 現在まで 審査会、委 員会、事務 局が入手作 成した文書	分 類 11	愛知県精神医療審査会全体会資料（平成 29 年度）	令和元 年 9 月 9 日付 け 31 医務第 1417 号	令和元 年 11 月 12 日
	分 類 12	愛知県精神医療審査会全体会資料（平成 30 年度）		
	分 類 13	愛知県精神医療審査会全体会資料（令和 元年度）		
請求 5 心の健康推 進室に対す る開示請求 H29 年度～ 現在まで 審査会、委 員会、事務 局が入手作 成した文書	分 類 14	愛知県精神医療審査会合議体議事録（平 成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度）	令和 2 年 2 月 20 日付 け 31 医務第 1217-2 号	令和 2 年 3 月 18 日
請求 6 精神保健福 祉センター に対する開 示請求 精神保健医 療審査会で 配布された 文書及び議 事録 H29 年度 H30 年度	分 類 11	愛知県精神医療審査会全体会資料（平成 29 年度）	平成 30 年 12 月 28 日付け 30 精保 第 203-3 号	平成 31 年 1 月 4 日
	分 類 12	愛知県精神医療審査会全体会資料（平成 30 年度）		
	分 類 15	愛知県精神医療審査会全体会議事録（平 成 29 年度）		
	分 類 16	愛知県精神医療審査会全体会議事録（平 成 30 年度）		

別表 2

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
<p>分類 1 から分類 3 まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名（委員名を除く）、生年月日、本籍、現住所、電話番号、遺伝関係、家族の状況、家族構成、申請者（医師）の勤務先、手術実施予定医師所属、病院名、保健所名、委員の自署、印影、その他特定の個人を識別することができる部分 ・ 生活歴、既往歴、現在の症状及び今後の見通し、発病後の経過、現在の症状、その他特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある部分 	<p>条例第 7 条第 2 号</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため</p>
<p>手術適否の判定及び審査会意見における委員名</p>	<p>条例第 7 条第 2 号</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>条例第 7 条第 5 号</p> <p>愛知県優生保護審査会における審議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第 7 条第 6 号</p> <p>愛知県優生保護審査会における事務に関する情報であって、公にすることにより、同審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>

1 開示しないこととした部分		2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
	法人の印影	<p>条例第7条第3号イ</p> <p>法人の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
分類4	個人の署名、生年月日	<p>条例第7条第2号</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため</p>
分類5	生年月日、年齢	
分類6 及び 分類7	生年月日	
分類8	処遇実施計画通知書	
分類9	居住地等通知書、印影	
分類10	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影、生年月日、住所、電話番号、金融口座、優生手術等を受けた当時の状況・理由・経緯、手帳番号、関係機関の名称・担当者・連絡先、診断書の写し、後期高齢者福祉医療費受給者証の写し、後期高齢者医療被保険者証の写し、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、障害福祉サービス受給者証の写し、戸籍謄本、住民票の写しその他特定の個人を識別できる部分 ・障害の程度、ケース記録内容、利用者状況表内容、フェースシート内容、相談記録表内容その他特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれがある部分 	<p>条例第7条第2号</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため</p>

1 開示しないこととした部分		2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 11	委員の氏名が分かる部分	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため</p> <p>条例第7条第6号 県が行う愛知県精神医療審査会に関する情報であって、公にすることにより、同審査会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
分類 12 及 び 分類 13	委員の氏名が分かる部分	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため</p> <p>条例第7条第6号 県が行う愛知県精神医療審査会に関する情報であって、公にすることにより、同審査会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
	診断内容が分かる部分	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>
分類 14	委員の氏名が分かる部分	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>条例第7条6号に該当 県が行う愛知県精神医療審査会に関する情報であって、公にすることにより、同審査会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
	・個人の氏名及び当該個人の入院先の病院名	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人</p>

1 開示しないこととした部分		2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の病名が分かる部分 	<p>を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・委員報告 ・委員からの意見 ・委員協議内容 	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>条例第7条第5号 愛知県精神医療審査会合議体での審査に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第7条第6号 愛知県精神医療審査会が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、同審査会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
分類 15	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の氏名が分かる部分 ・委員の署名及び印影 	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第7条第6号 県が行う愛知県精神医療審査会に関する情報であって、公にすることにより、同審査会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
分類 16	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の氏名が分かる部分 ・委員の署名及び印影 	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
	<p>おそれがあるものが記録されているため 条例第7条第6号 県が行う愛知県精神医療審査会に関する情報であって、公にすることにより、同審査会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
個人の病名	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>